

平成19年産からの 新たな需給調整システムについて



- 19年産から新たな需給調整システムへの移行が決定
- 米政策改革の支援策の概要
- 新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくり

平成18年10月

農林水産省

このパンフレットは平成18年10月1日現在のものであり、随時更新します。最新の内容については、農林水産省総合食料局ホームページ (<http://www.syokuryo.maff.go.jp/>) の米政策改革情報をご確認下さい。

目次

- 平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することが決まりました。 P.1
- 米政策改革の支援策の内容が、明らかとなりました。 P.1
 - ・ 米政策改革推進対策の見直し . . . P.2
 - ・ 新たな産地づくり対策について . . . P.3
 - ・ 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて . . . P.4
 - ・ 稲作構造改革促進交付金について . . . P.6
 - ・ 集荷円滑化対策の拡充 . . . P.9
 - ・ 関連する対策の概要 . . . P.10
- 平成19年産からの新たな需給調整システムとは? P.12
- 新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくりをしましょう! P.19
 - ・ すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備 . . . P.20
 - ・ 生産調整方針に参加する農業者の明確化 . . . P.21
 - ・ 個人情報取り扱いに注意!! . . . P.22
 - ・ 地域協議会の構成員の役割の明確化 . . . P.23
 - ・ 生産調整の実効性の確保 . . . P.25
 - ・ チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう! . . . P.27
- 地域における国（農政事務所等）の取組 P.31
- お問い合わせ先 P.32

平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することが決まりました。 ～経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）～



米政策改革については、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、取組を進めているところです。

このうち米の需給調整については、本年2月から7月までの間、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム（新たな需給調整システム）への移行に向けた条件整備等の状況を検証するため、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会（検証検討会）」を開催し、併せて検討の経過を「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会」に報告するとともに、検証の議論を行ってきました。

このような議論を踏まえ、19年産からの品目横断的経営安定対策の導入と併せて19年産から新たな需給調整システムに移行することが経営所得安定対策等実施要綱（7月21日省議決定）において決定され、7月31日には検証検討会で取りまとめられ、食糧部会へ報告・了承されました。

第5回検証検討会（7月31日）の取りまとめ

19年産以降の米の需給調整については、その条件整備等の状況に関する検証結果の整理として、農業者・農業者団体の主体的な取組に対し、国、地方公共団体が食糧法に定められた役割を引き続き的確に発揮することによりこれを適切に支援しつつ、特に、地域における関係者の積極的な参加の下での地域協議会の体制の整備や担い手の育成・確保との十分な連携を図りながら、「経営所得安定対策等実施要綱」によって推進すべきである。

米政策改革の支援策の内容が、明らかとなりました。

「経営所得安定対策等実施要綱」において決定された平成19年度からの国の支援策及び関連対策の概要をご紹介します。

平成19年度からの国の支援策等

- ・ 米政策改革推進対策の見直し
- ・ 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて
- ・ 新たな産地づくり対策について
- ・ 稲作構造改革促進交付金について
- ・ 集荷円滑化対策の拡充
- ・ 関連する対策の概要

米政策改革推進対策の見直し

現 行

見直し後

◎ 産地づくり対策

○産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)

特別調整促進加算(超過達成等)

- 麦・大豆品質向上対策
- 耕畜連携推進対策
- 畑地化推進対策

当面の措置

◎ 稲作所得基盤確保対策

[米価下落の一部を補てんする]

◎ 担い手経営安定対策

[一定の要件を満たす担い手を対象にした稲得の上乗せ]

◎ 集荷円滑化対策

[豊作による過剰米を区分出荷・保管]

新たな産地づくり対策(平成19年度～平成21年度)

○産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)
- ・米の価格下落等に応じた支払い(品目横断的経営安定対策加入者は対象者から除く)※

新需給調整システム
定着交付金(特別調整促進加算を見直し)

※従来の産地づくり交付金部分と積算を分けて提示

注)水田の利活用対策として、産地づくり対策とは別途に

- ・耕畜連携水田活用対策
- ・水田における過去の生産実績がない案件等への対応を実施

米価下落対策の基本的な仕組み

- ・ 面積による定額払いとし、生産者拠出金を廃止。価格変動方式ではなく、固定方式を基本としての支払(ただし、経営安定対策による補てんの範囲内)
- ・ 交付単価について、担い手への集積に取り組む場合の加算を設けた二階建て
- ・ 交付面積は担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、期間中に漸減するようあらかじめセットし、経営安定対策への移行を誘導

● 新たな産地づくり対策について

新たな産地づくり交付金の概要

○ 産地づくり交付金（本体）

- 地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らの創意工夫で作成する地域水田農業ビジョン（ビジョン）に基づいて実施する取組を支援します。
また、現行対策と同様、産地づくり交付金の**使途・単価は地域自らが決定**し、対策期間中は**一定額を交付**する仕組みです。
- 水田農業の構造改革の実効をあげるため、国のガイドラインに担い手支援に向けた具体的な使途を列挙することとし、担い手への重点的な活用を促進します。

（例）

- ・担い手に対する単価の上乗せ
- ・担い手への農地集積・作業の受委託への助成
- ・担い手を中心とする合理的な土地利用への助成

都道府県別配分の考え方

交付金のより効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の各地域の努力を的確に反映します。
具体的には、

- ① 現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の作付状況
（例えば、H15→H18の麦・大豆・飼料作物等の作付の増減）
- ② 需給調整の実施状況（例えば、生産調整の実施状況、集荷円滑化対策への加入状況）
- ③ 担い手の育成・確保状況（例えば、認定農業者の確保状況）
- ④ 直近の米の需要見通し（例えば、H16→H19の米の需要見通し（目標数量）の増減） 等

○ 新需給調整システム定着交付金

- 新たな需給調整システムの下での円滑な取組のため、**当面の措置**として実施します。
- **県段階の判断により、使途・単価を決定**します。

使途

- ① 超過達成（大幅に米の作付けを減少させる場合）
- ② 地域振興作物（従来は対象外であった麦・大豆・飼料作物の取組も可）
- ③ その他の意欲的な生産調整の取組

- **都道府県別配分**については、自県産米の販売状況などを踏まえ着実な需給調整に取り組もうとする産地のインセンティブとなるよう、現行の特別調整促進加算に比べた増額分（100億円）については前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、**毎年、配分の見直し**を行います。
- **産地づくり交付金（本体）との融通**について
まずは、都道府県協議会において、県域段階で推進すべき事項を真摯に検討してください。その上で、必要に応じて現行対策同様、産地づくり交付金（本体）との融通を行うことは可能としています。

● 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて

19年度に向けたビジョンの改訂と毎年度の進行管理の徹底

米政策改革の第2ステップに向け、円滑なスタートを！

19年からの米政策改革の第2ステップに向けて、残された期間はわずかです。

次期対策を地域にとって実り多いものとするためにも、対策推進の肝となるビジョンの見直しを計画的・戦略的に進めていきましょう。

まずは、現行対策の達成状況の確認から！

現行対策期間における取組状況を踏まえて、ビジョンの目標を達成しているか、また、産地づくり交付金が効果的に活用されているか、データ等を基に的確に把握しましょう。

ビジョンの実現のためには、地域関係者が一体的に取り組むことが重要！

一部の関係者だけの閉鎖的な議論では、地域全体へ考え方の浸透は進みません。集落や農業者に地域農業の問題点を伝え、危機感・問題意識を持ってもらうこと、そしてできる限り幅広く意見を汲み上げることにより「当事者意識」をもってもらうことがビジョンの実効性を左右します。また、地域協議会の議論は、関係者の誰しものが情報を共有できるよう、さらには、公正で透明性のある議論を行うためにも、公開とすることが極めて重要です。

毎年度の進行管理が成功の秘訣！

次期対策の対策期間は3年間です。一度方針を決めたからと言って3年間を漫然と過ごすのではなく、毎年度の取組状況をデータで把握し問題点をあぶり出す、そして必要に応じて目標を見直す、さらには産地づくり交付金の重点の置き方を見直すといった進行管理が重要です。「先進地」といわれる地域の成功の裏には、このような地道な取組が必ずあるのです。

ビジョンの改訂のポイント

① 地域水田農業の改革の基本的な方向

- ・ 3年間の取組による目標の達成状況を踏まえ、地域の弱点を克服する方向でビジョンの見直しをしましょう。

② 達成状況の確認

- ・ 現行対策の3年間の成果について、統計や意向調査などを基に現状や問題点を数値化して的確に捉えていますか。
- ・ 現状や問題点に即した目標となっていますか。目標の再設定の必要はありませんか。
- ・ 特に担い手育成・確保運動を踏まえたビジョンの担い手リストの見直しは行っていますか。

③ 産地づくり交付金の活用の見直し

- ・ 需要に応じた生産を推進する観点から、地域の振興作物や何をウリ(高品質、オンリーワン等)にするかを明確にし、それを伸ばすような用途となっていますか。
- ・ 担い手育成・確保の加速化のために用途の見直しを行っていますか。

④ 関係者が一体となった見直し

- ・ 農業者、集落、生産調整方針作成者等関係者の意見を十分に汲み上げる体制となっていますか(集落説明会やアンケート調査等により、地域農業の問題点を伝え、その上で意見をくみ上げる体制づくり)。
- ・ ホームページや広報誌等を活用し、見直しの内容が関係者に十分に周知される体制となっていますか。

○地域協議会の議論の透明化

議論の公正・透明性の確保のため、原則公開とします(担い手リストを含む)。

毎年度の進行管理

要綱・要領において毎年の点検・見直しを義務付けるとともに、結果の報告・審査・指導体制を明確化します。

地域水田農業推進協議会

- ・ ビジョンの進行管理体制の構築及び進行状況の把握・評価
- ・ 評価、それに基づいた見直し状況について都道府県協議会に報告

産地づくり計画の承認申請の際、報告

都道府県水田農業推進協議会

- ・ 地域協議会からの報告内容の審査、助言・指導の実施
〈地域協議会の取組をチェックリスト化し確認〉
- ・ 地域協議会の報告内容及び都道府県協議会の指導方針等を国に報告

産地づくり計画の協議の際、報告

国

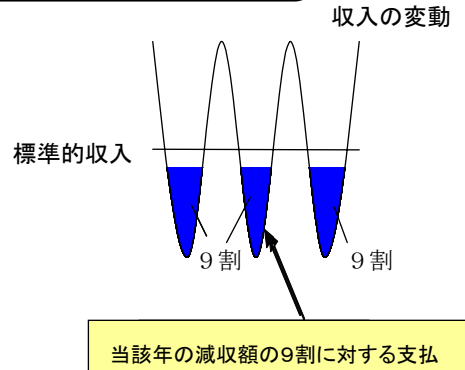
報告内容をとりまとめ、必要に応じ助言・指導等を実施。

● 稲作構造改革促進交付金について

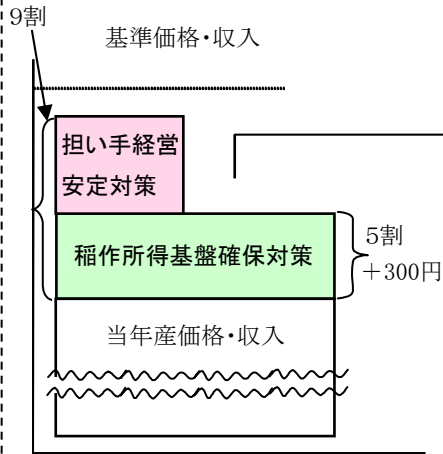
○ 品目横断的経営安定対策（担い手）

（収入減少影響緩和対策）

- ・生産者：国＝1：3で拠出
- ・対象品目ごとの収入と基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てん。



（現行）

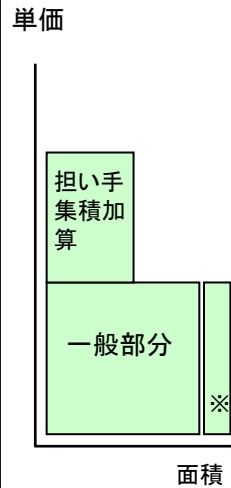


- ・稲得：生産者：国＝1：1＋300円/60kgで拠出。
当年産価格が基準価格を下回った差額の5割＋300円/60kgを積立ての範囲内で補てん。
- ・担経：生産者：国＝1：3で拠出。
稲得の上乗せとして、基準収入と当年産収入の差額の9割を積立ての範囲内で補てん。

○ 稲作構造改革促進交付金（担い手以外）

（産地づくり対策の中で稲作構造改革促進交付金を措置）

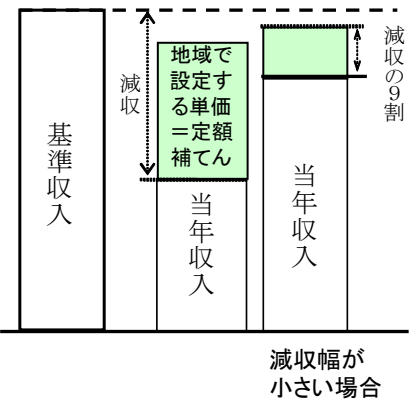
あらかじめ算定した額を地域に毎年提示



※ 生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

【米価下落に応じた支払】

- ・生産者拠出なし
- ・補てんの単価は地域で設定。
- ・基本は、あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん。ただし、減収幅が小さい場合は、減収の9割まで。



活用方法は、地域の創意工夫により右のいずれかを地域で選択（一部の融通も可）

【転作部分や担い手育成等への助成】

- ・地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくりとして転作部分や担い手育成等に使用できる。
- ・担い手集積加算を産地づくりに融通する場合は、担い手育成に活用。

稲作構造改革促進交付金算定の考え方

【趣旨】

生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対して、米の価格下落等の影響を緩和するための支援を行うとともに、農地が担い手に集積される場合には加算が受け取ることができるよう措置。

なお、地域であらかじめ取り決めることにより、財源の全部又は一部を産地づくり交付金に融通することが可能。

【生産者への補てん】

あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん(ただし補てんは減収の9割が上限)。

※ 本交付金の全国ベースの所要額は、担い手の育成・増加の見通しを踏まえ、期間中(19~21年)に漸減するよう算定。

(参考) 全国ベースの所要額についての考え方

【面積】

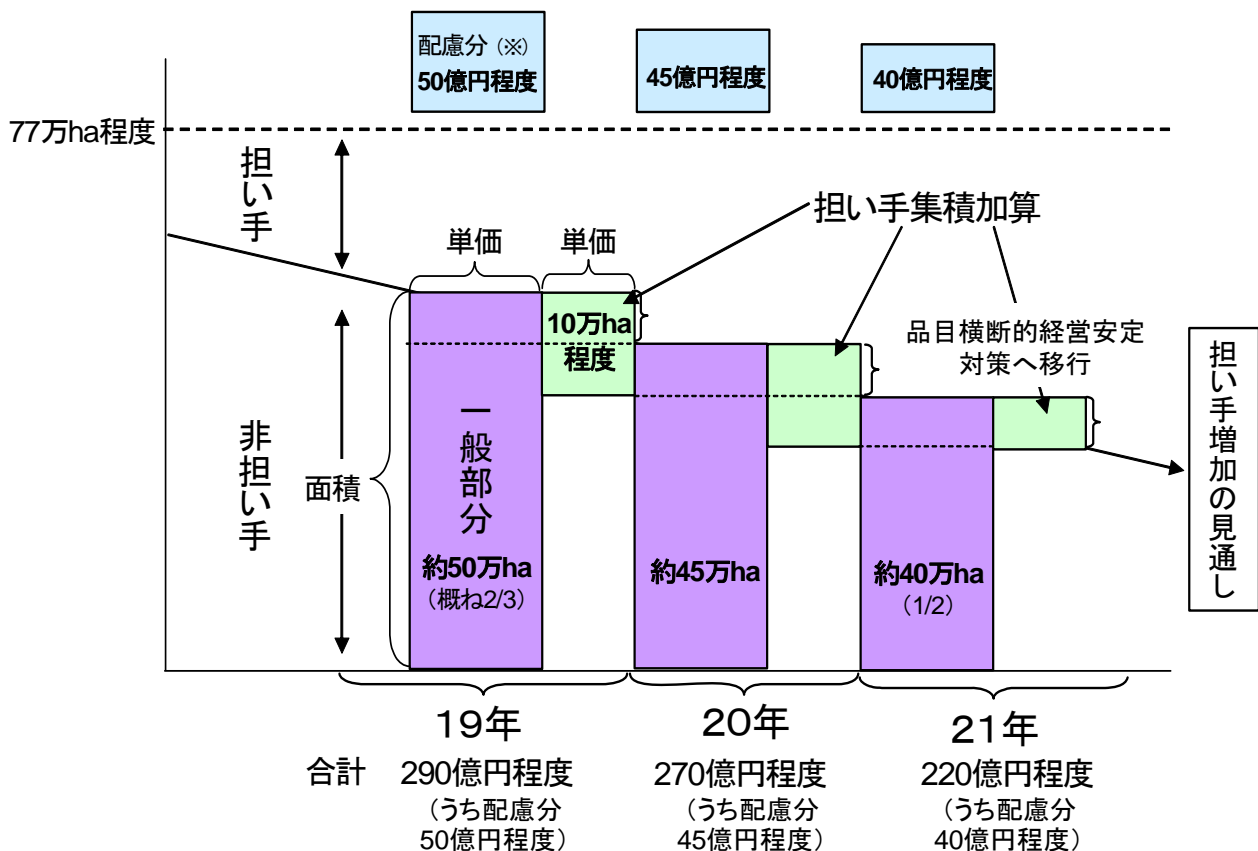
○ 算定する交付面積については、過去の稲得加入面積から品目横断的経営安定対策(収入減少影響緩和対策)の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定。

○ また、担い手の育成・増加の見通し等を踏まえ、期間中(19年~21年)に漸減するようあらかじめ算定。

【単価】

○ 一般部分 : 4,000円/10a
 担い手集積加算 : 3,000円/10a※

※ 担い手集積加算は、2年以内に担い手への集積が確実な場合に加算し、あらかじめ取り決めた上で産地づくり交付金に融通する場合は担い手育成に活用。



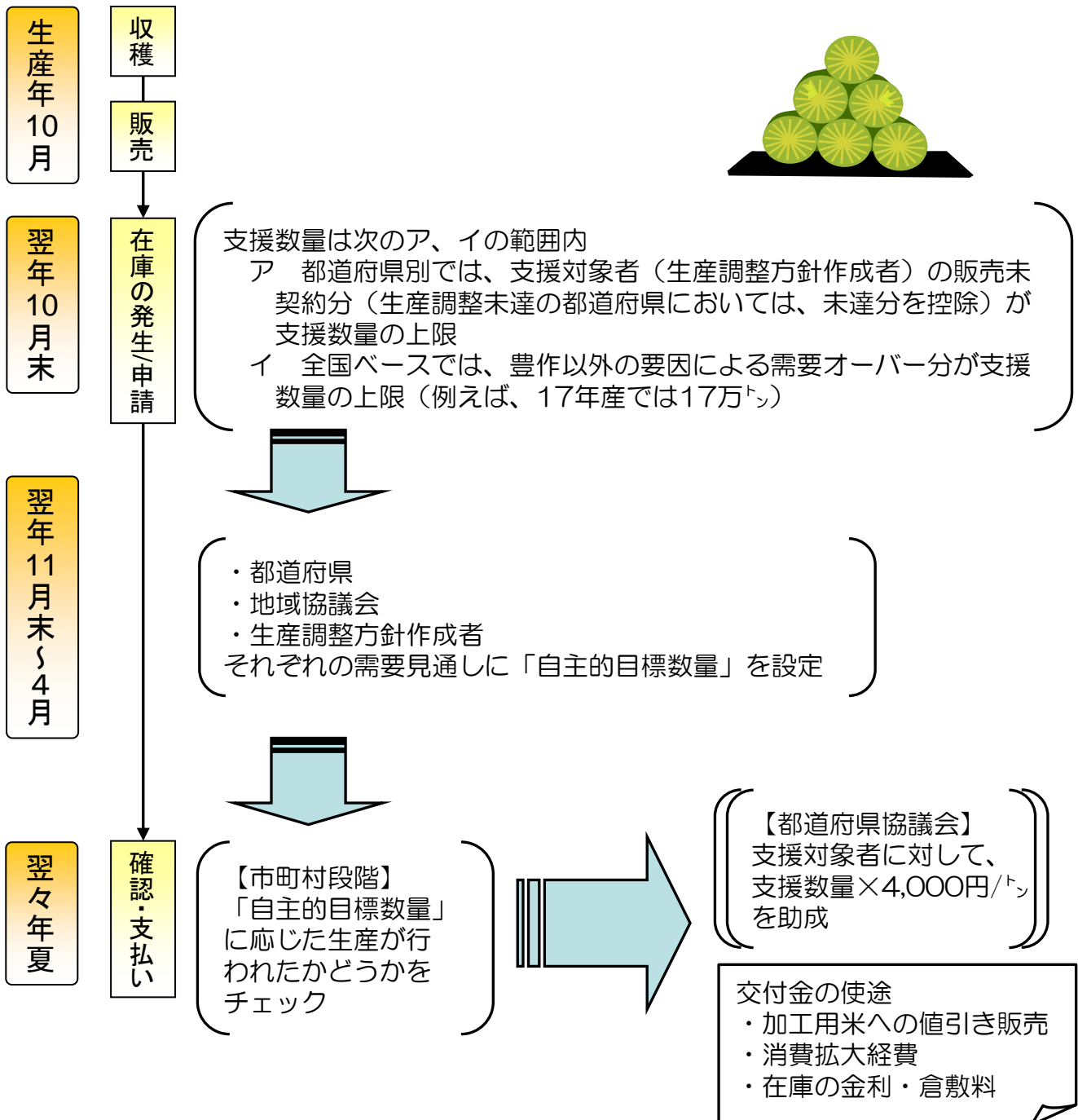
(※) 生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

稲作構造改革促進交付金の上乗せ部分の活用

○ 稲作構造改革促進交付金の生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分(19年産にあつては50億円)の活用

- ・ 稲作構造改革促進交付金の生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえ、産地の需給改善に向けた流通段階の取組みとして、翌年の生産調整の自主的な拡大を前提として、持ち越し在庫の保管経費等への支援(4,000円/ト)に活用することを可能とする。

支援対象者に対する在庫対策の考え方



● 集荷円滑化対策の拡充

○ 集荷円滑化対策の実効性の確保

- ・ 生産者の拠出を産地づくり対策の交付要件とする。
- ・ 本対策の加入促進を図るため、生産者拠出金（1,500円/10a）を原資として支払われる生産者支援金について、18年度以降の生産者拠出金を原資に支払われる生産者支援金の単価を増額（3,000円/60kg→4,000円/60kg）するとともに、当該生産者拠出金について生産者支援金に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- ・ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金から行われる無利子短期融資（融資単価3,000円/60kg）について、その対象を弾力化し、豊作による過剰分のうち、出来秋の区分出荷に加え、持ち越し在庫分も対象とする（この持ち越し在庫分に係る生産者支援金の扱いについては今後検討）。

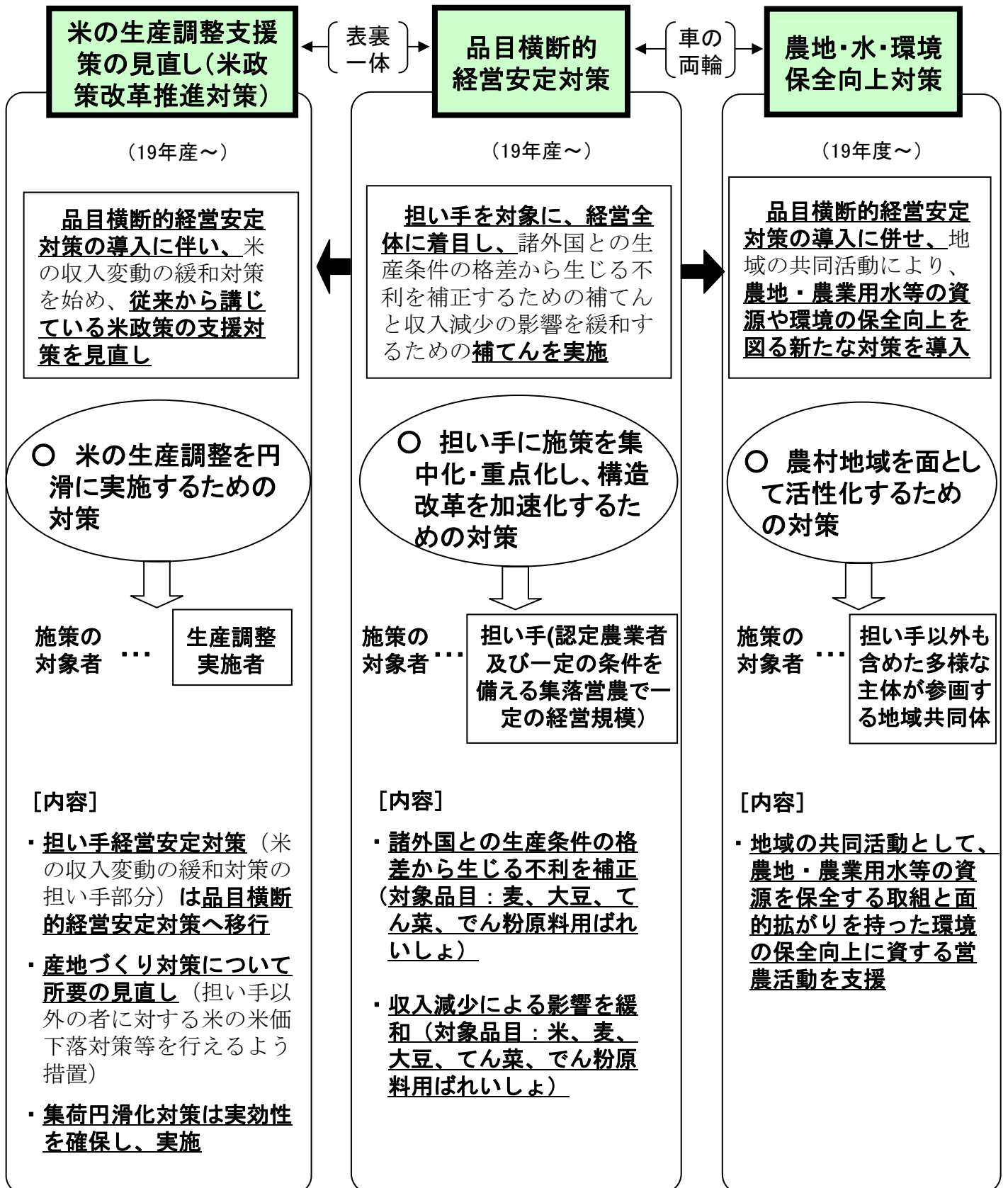
平成17年産米 集荷円滑化対策の今後のスケジュール

<p>18年 3月 ） 10月 11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分保管数量等の現地確認（10月末日基準日とする現地確認） ・ 無利子短期融資の米穀機構への償還（金銭弁済または現物弁済） （償還期限19年1月10日まで） ・ 生産者支援金の支払（4,000円/60kg（19年3月末日まで））※ ・ 過剰米短期融資円滑化事業（1,000円/60kgを上限（1/2相当）） （申請期限19年1月15日まで）
<p>19年 3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集荷奨励事業（1,000円/60kgを上限（申請期限19年1月15日まで））

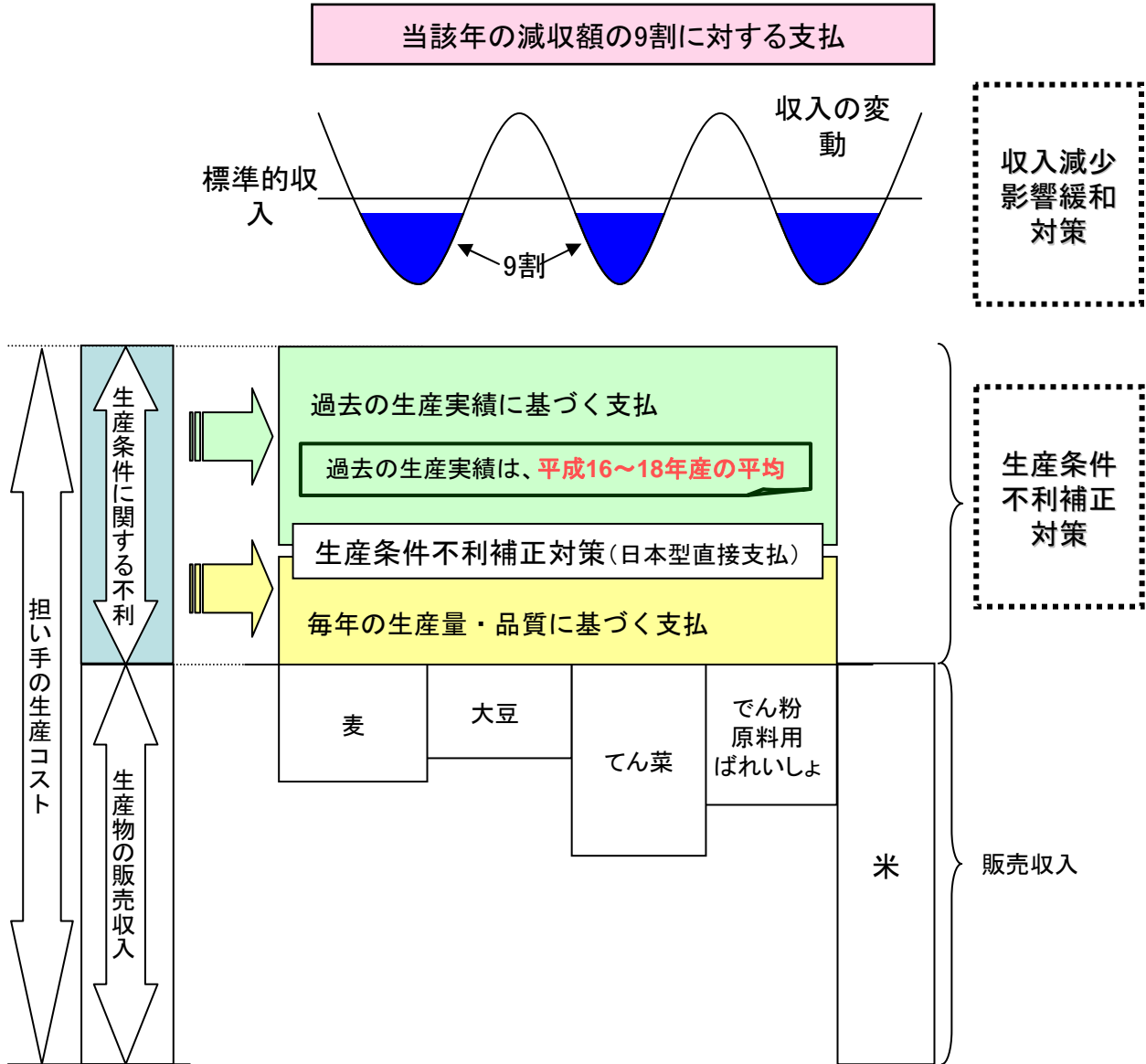
※ 生産者支援金については、短期融資の償還を金銭または現物弁済したのちに、生産者拠出に基づく支援金の支払（4,000円/60kg）

● 関連する対策の概要

関連する対策の関係図



19年産以降の品目横断的経営安定対策の概要



「過去の生産実績に基づく支払」の **面積当たり単価** と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の **数量当たり単価** を合わせた水準は、現行対策とほぼ同じです

(円/10a, kg/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
水準	40,400	32,200	28,000	35,700	28,900	41,300	52,900
全国の平均的単収	388	362	322	333	203	5,760	4,350

注1: 全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合の水準です。

注2: 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ普通大粒大麦及び普通小粒大麦のことです。

平成19年産からの新たな需給調整システムとは？

新たな需給調整システムの考え方

- ① 国をはじめ、行政による生産数量目標の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② 生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域水田農業推進協議会（地域協議会）から提供される情報等を基に方針作成者自らの生産数量目標を決定するとともに、当該方針作成者の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及び方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

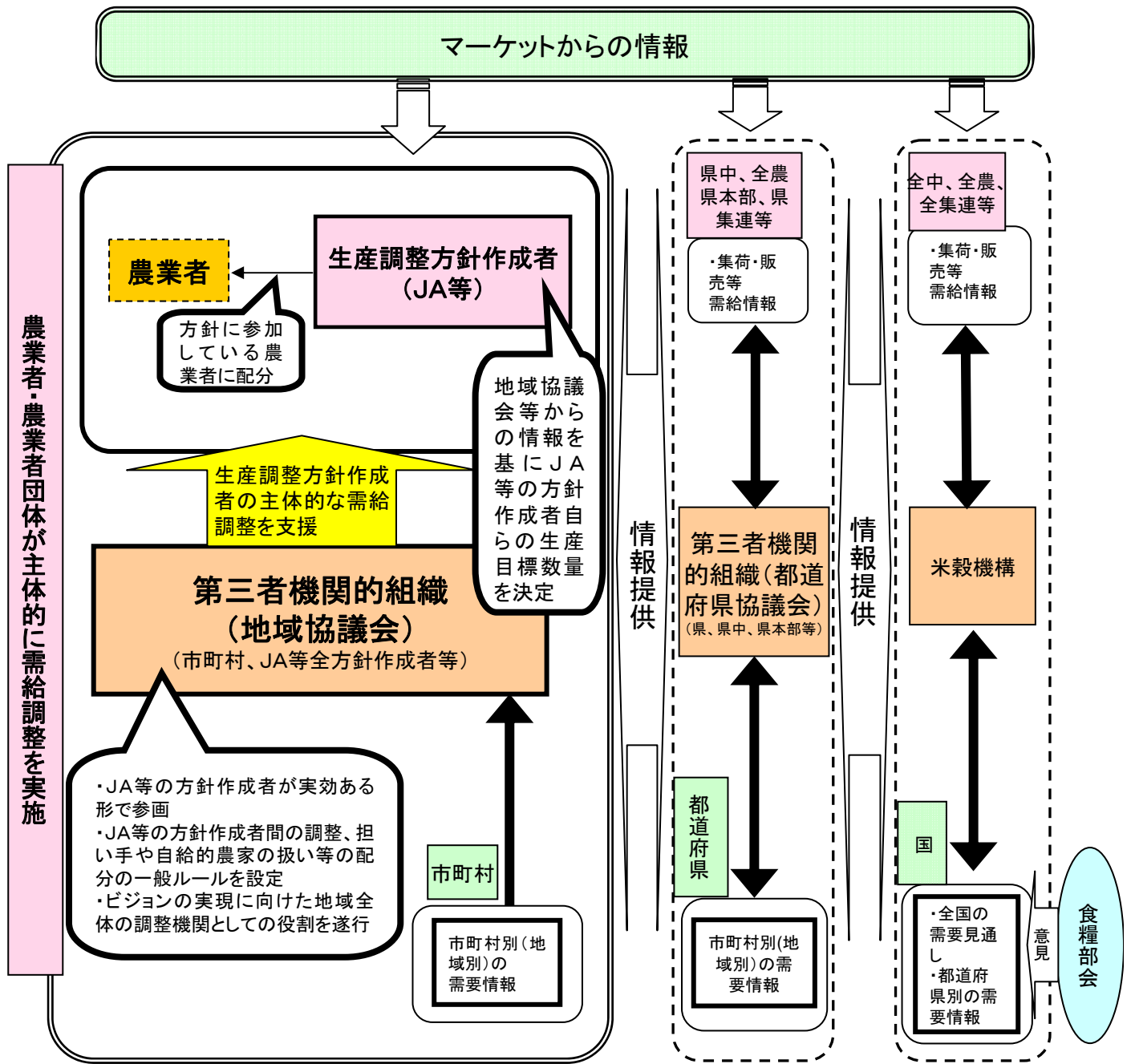
都道府県別の需要量に関する情報提供の考え方

新たな需給調整システムにおいて、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とします。
（本年秋から適用）

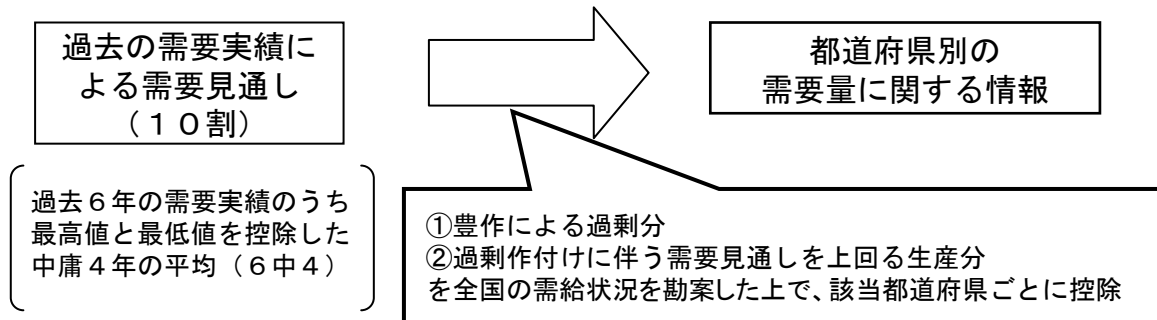
- ① 各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定
- ② 豊作その他の要因による各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除
- ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

次ページ以降で新たな需給調整システムの概要及び考え方等をご紹介します。

新たな需給調整システムの概要



【都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方】



新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方

国 段 階

食料・農業・農村政策審議会食糧部会（第三者機関）

7月 意見 作柄の判明 11月 意見

【国】 【国】

基本指針において策定、公表、通知

- ① 前年7月から当年6月までの1年間の全国及び都道府県別の需要実績（販売実績）（速報値）
- ② 当年7月から翌年6月までの1年間（当年）の全国の需給見通し（速報値）
- ③ 翌年7月から翌々年6月までの1年間の全国の需要見通し（翌年の需要量の見通し）（速報値）

都道府県、地域段階における翌年産に向けた議論の開始

〈参考〉
以上のデータを基に、国が都道府県別需要情報の算定に用いる算定方式（公表）で計算すれば、この段階で、翌年産米の都道府県ごとの需要情報を推計することが可能。

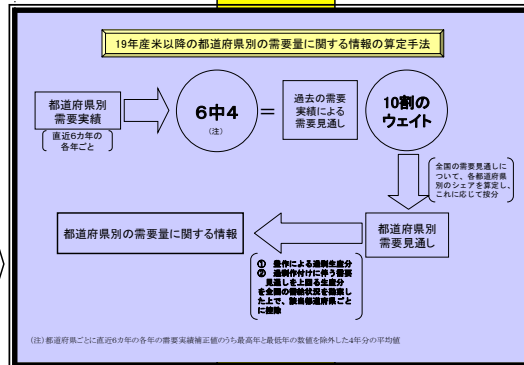
意見

農業者団体・集荷団体、米穀機構等

基本指針において策定、公表、通知

- ① 前年7月から当年6月までの1年間の全国及び都道府県別の需要実績（販売実績）
- ② 当年7月から翌年6月までの1年間（当年）の全国の需給見通し
- ③ 翌年7月から翌々年6月までの1年間の全国の需要見通し（翌年の需要量の見通し）（例：840万トン）
- ④ 当年の需要を超過して供給される米の見込み量（官民の在庫の状況も勘案して算定）（例：17万トン）
- ⑤ ④を考慮した全国の翌年の改訂需要見通し（＝必要と見込まれる翌年産米の生産量）（③－④＝823万トン）
- ⑥ 都道府県別の翌年産米の需要量に関する情報（例：下表）

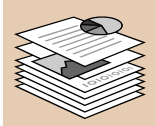
⑥の都道府県別翌年産米の需要量に関する情報の算定方式（公表）



国が策定

都道府県別の需要量に関する情報

県別	翌年産米の需要量に関する情報
A県	98,000
B県	490,000
C県	294,000
D県	196,000
E県	392,000
～	～
全国計	823万トン



情報提供

（国から都道府県へ、全国農業者団体・集荷団体から都道府県農業者団体・集荷団体へ、米穀機構から全国へ）



都道府県段階

12月

【B県】

B県の翌年産米の需要量に関する情報

||

490,000トン

国からのB県の需要量に関する情報を基に、市町村別の翌年産米の需要量に関する情報（※）を算定

【第三者機関的組織】（例：B県水田農業推進協議会）

農業者団体・集荷団体（県中、全農県本部（経済連、県単一農協）、県集連等）、行政機関（県、県関係機関）、県農業会議、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農業者等生産者、学識経験者等

都道府県の農業者団体・集荷団体等からの集荷・販売等の情報を踏まえ、B県が算定する市町村別の翌年産米の需要量に関する情報について、議論、検討

【算定方式】

市町村別の翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定

- 前年産の需要実績：X%
- 販売戦略的要素：Y%

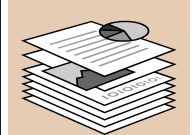
- 〈例〉
- ・販売実績
 - ・高品質米（品質状況）
 - ・販売先との結びつき
 - ・担い手の状況
 - ・環境保全型農業の取組



B県が
算定

市町村別の需要量に関する情報

市町村別	翌年産米の需要量に関する情報
a町	100,000
b市	90,000
c村	80,000
d市	70,000
e町	60,000
f村	90,000
B県下 全市町村	490,000



情報提供
（都道府県から市町村へ、都道府県農業者団体・集荷団体からJA等の生産調整方針作成者へ）

※市町村別の需要量に関する情報については、必要に応じこれを更に細分化し地域別に提供

市町村段階

1～2月

【b市】

b市の翌年産米の需要量に関する情報

90,000トン

B県からのb市の需要量に関する情報を基に、地域別の翌年産米の需要量に関する情報を算定

情報提供

【例：b地区地域水田農業推進協議会】(第三者機関的組織)

生産調整方針作成者(JA、集荷業者、農業者等)、行政機関(市町村、都道府県の出先機関等)、農業委員会、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、学識経験者等

b市が算定する地域別の需要量に関する情報を基に、生産調整方針作成者(方針作成者)からの集荷・販売等の情報を踏まえ、

- ① 地域としての生産調整への取組の基本方針の設定(地域水田農業ビジョンと整合)
- ② 管内の方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報の算定、JA等方針作成者間の調整
- ③ 管内の方針作成者から傘下の方針参加農業者への、生産数量目標の配分の一般ルール(算定方式)の設定

【算定方式】

方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定

- 農業者の水田面積：X%
- 前年産の需要実績：Y%
- 販売戦略的要素：Z% (例)販売先との結びつき、一等米比率、特別栽培米等の取組、担い手の状況



b地区地域水田農業
推進協議会が算定

JA等の方針作成者別の需要量に関する情報

い方針作成集荷業者	ろ方針作成JA	は方針作成農業者	～	b市合計
30,000	48,000	10,000	～	90,000

第三者機関的組織で算定され提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえて、JA等の方針作成者自らの生産数量目標を決定

決定!

例えば ろ方針作成JA ||

48,000トンに決定

方針に参加
する農業者へ
配分

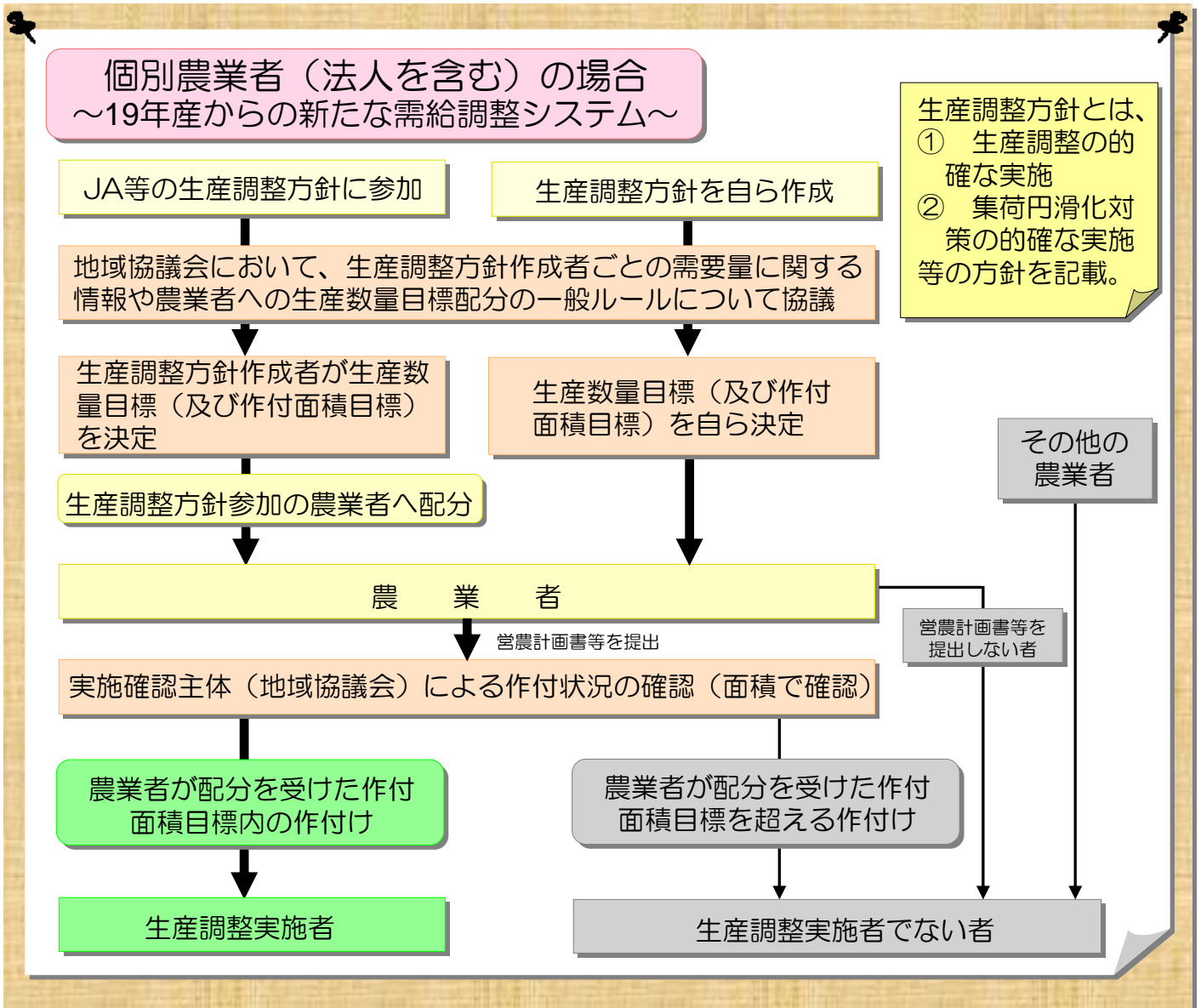
=

第三者機関的組織で設定された、傘下の方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルール(算定方式)に則して、JA等の方針作成者自ら算定方式を決定の上、配分

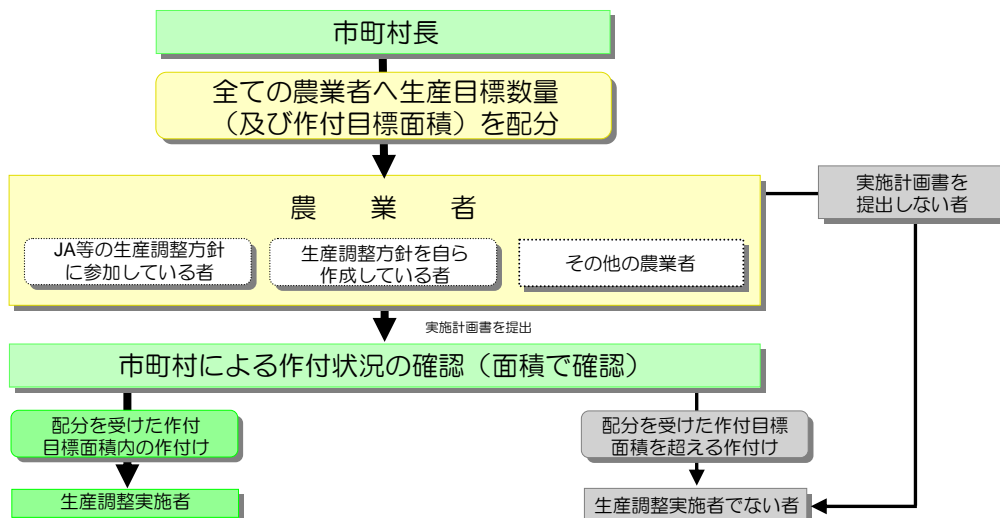
方針参加農業者 i	方針参加農業者 ii	方針参加農業者 iii	方針参加農業者 iv	方針参加農業者 v	...	方針参加農業者計
150	220	510	50	360	...	48,000

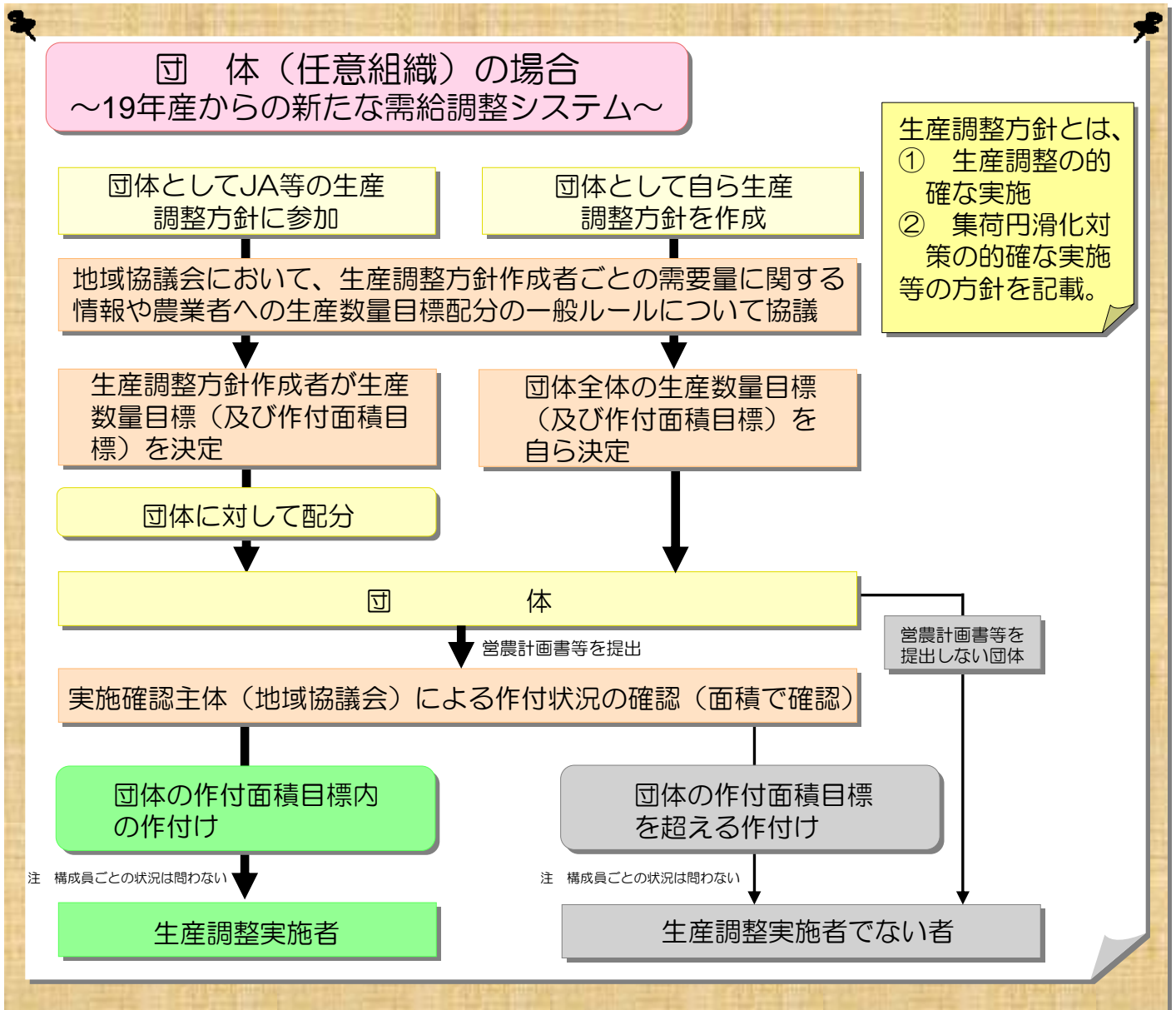
支援を受けるには生産調整実施者であることが必要！

新たな需給調整システムのもと、国の支援を受けるための生産調整実施者であるか否かの確認について、個別農業者（法人含む）の場合と団体（任意組織）の場合に分けて整理すると次のとおりです。

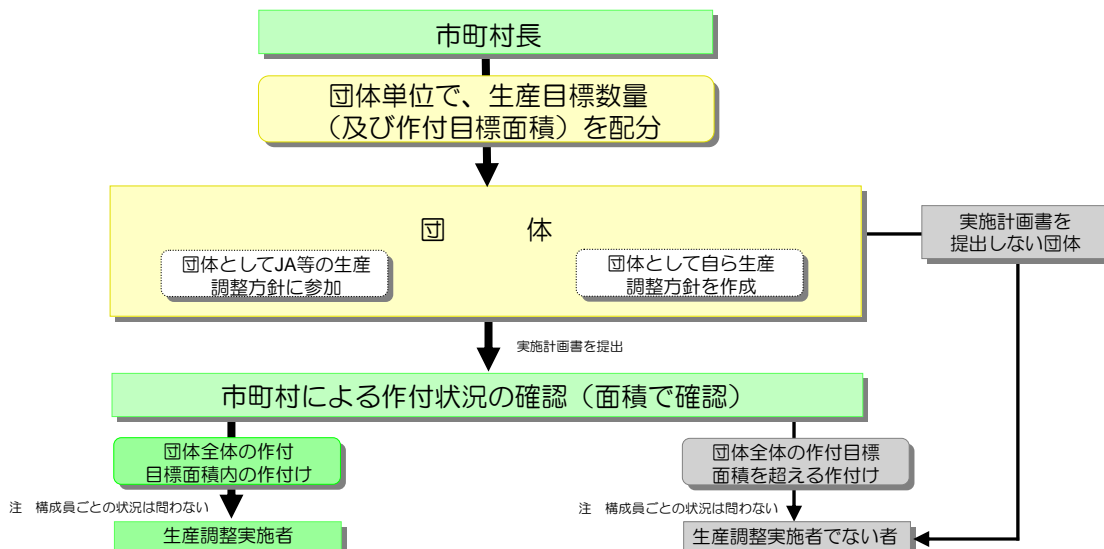


（参考 ～18年産までの現行システム～）





（参考 ～18年産までの現行システム～）



新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくりをしましょう！

新たな需給調整システムでは、関係機関の支援を受けながら、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実行していくこととなることから、JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）を始めとするすべての関係者は、新たな需給調整システムの中での自らの役割を認識し、生産調整の円滑な実施のための体制作りや手続き等の準備を早い段階から進めることが必要となります。

そこで！ 

- すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備
- 生産調整方針に参加する農業者の明確化
- 個人情報取り扱いに注意！！
- 地域協議会の構成員の役割の明確化
- 生産調整の実効性の確保
- チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう！

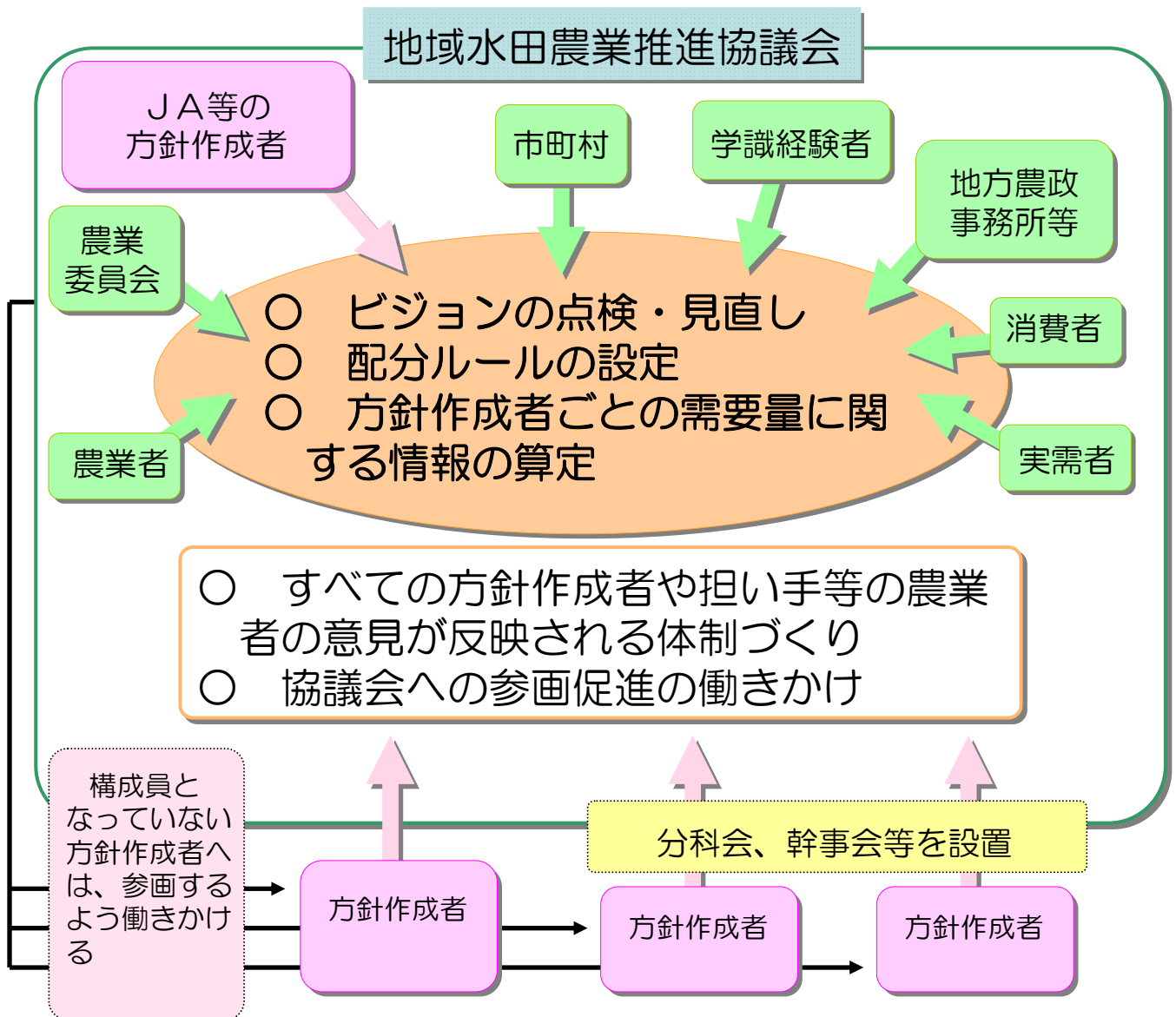
次ページ以降にJA等の方針作成者や地域協議会で準備を進めていただく事項を整理しましたので、今後の新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた取組に、ご活用下さい。

なお、このパンフレットに掲載している例は、一般的な例であり地域の実情に応じてご検討下さい。

● すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備

JA等の方針作成者は、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し米の生産数量の目標（生産数量目標）を通知することから、すべての方針作成者は、地域協議会において、地域水田農業ビジョンの点検・見直し、配分の一般ルールの設定、方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定等、地域の需給調整の方針の検討段階から事務局、幹事会等での実質的な議論に参画することが必要です。

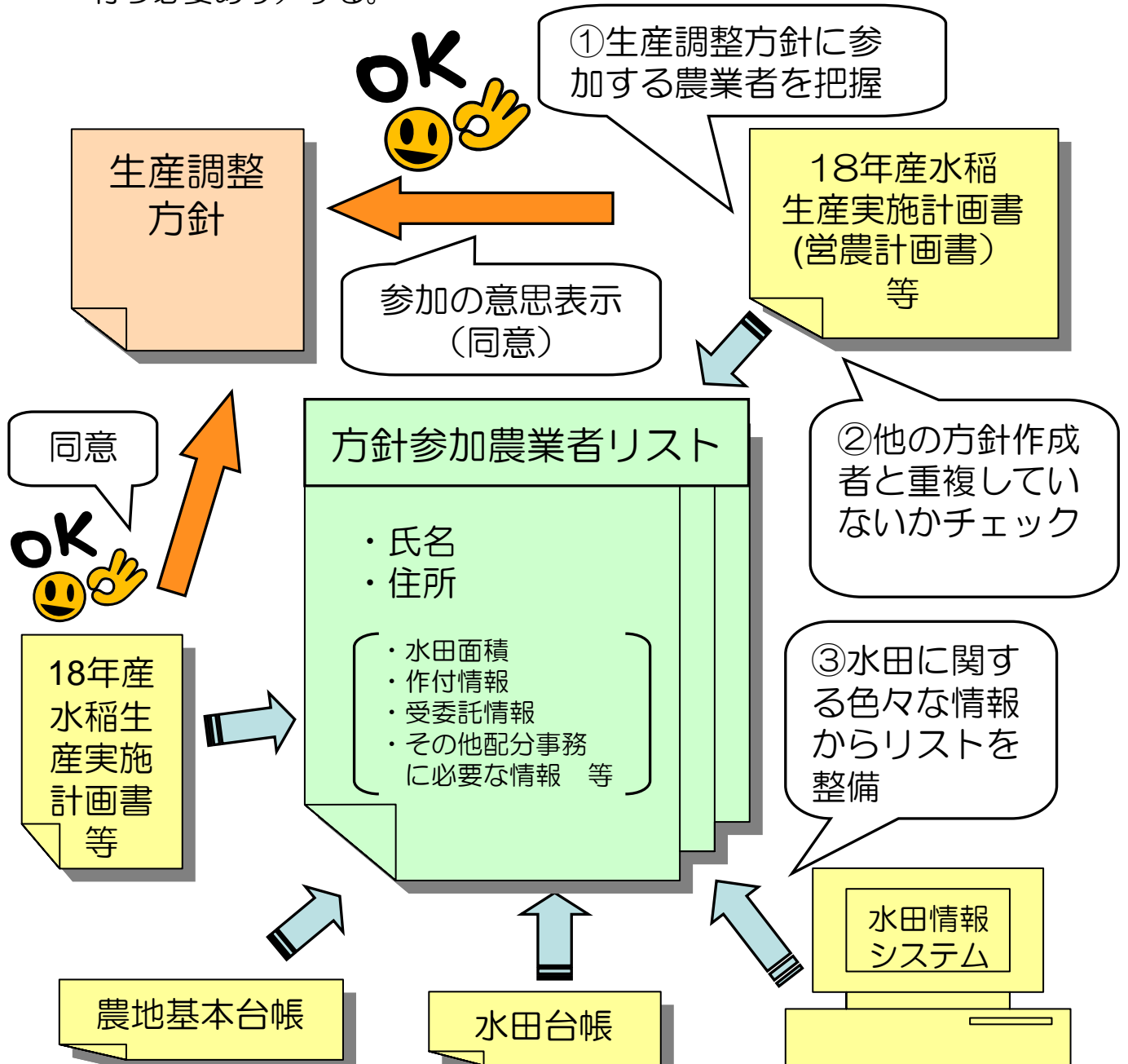
このため、地域協議会の構成員となっていない方針作成者がいる場合には、構成員となる手続きを行う、また、方針作成者が多数で全てを構成員とすることが困難な場合には、地域協議会の下に全ての方針作成者による分科会等を別途設置する等、すべての方針作成者の意見を踏まえた議論となるような体制を整備することが必要です。



● 生産調整方針に参加する農業者の明確化

JA等の方針作成者は、自らの生産調整方針に参加する農業者を明確にし、方針参加農業者リストを整備する必要があります。

- ① 既に18年産の水稻生産実施計画書、出荷契約書等により生産調整方針への参加の意思表示をしている農業者を把握。又は新たに生産調整方針の参加者を把握する。
- ② ①で把握した参加者が他の方針作成者と重複して参加していないかを書類の突合や情報交換等によりチェックする。
- ③ 水田台帳、水田情報システム、農地基本台帳等の水田に関する色々な情報からリストを整備（行政や農業委員会等から情報提供を円滑に行う必要あり）する。

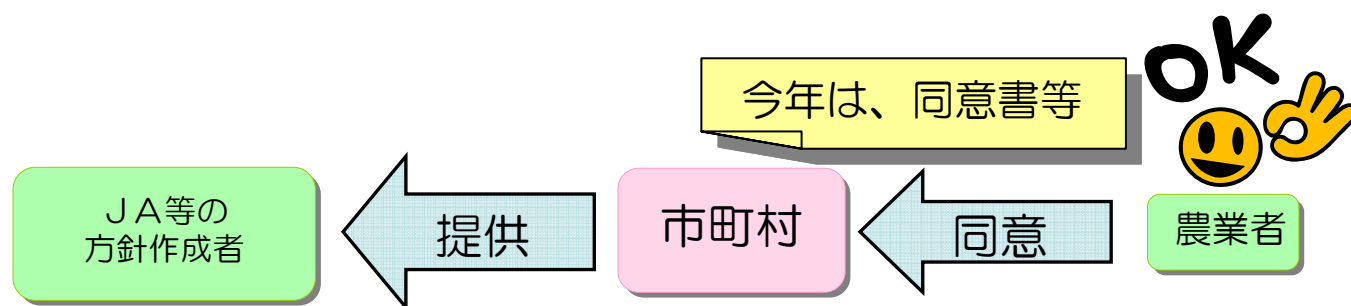


● 個人情報の取り扱いに注意！！

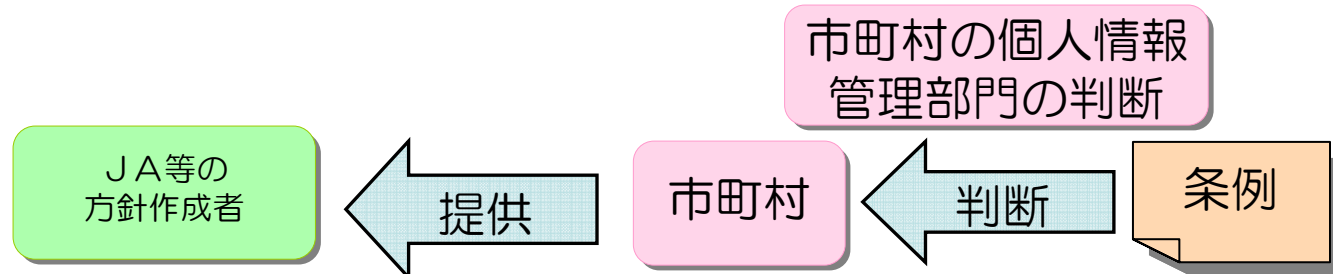
JA等の方針作成者に、水田台帳等の個人情報を提供する場合、その情報の管理者は、個人情報の取り扱いに注意し、条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

<個人情報の提供対応例>

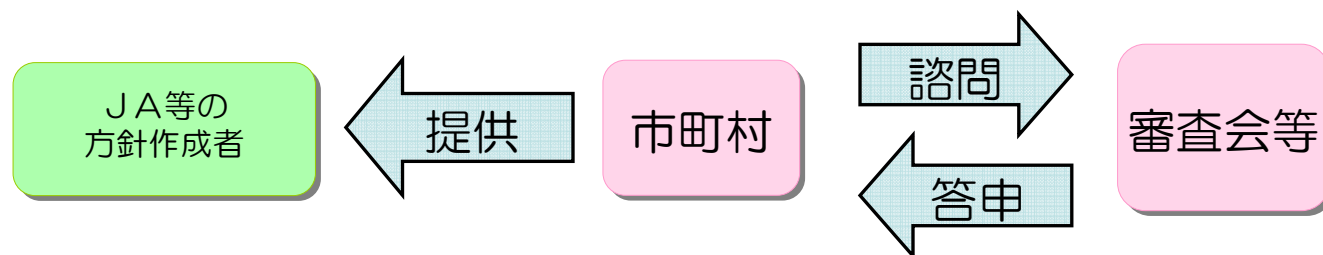
パターン1 農業者本人から同意を取る。



パターン2 条例等（組織内部の規定等）に「法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」のような規定があり、管理者がこの規定にあたりと判断した場合。



パターン3 条例等に基づき、審査会等に諮問し答申を得る。



※ 来年からは、JA等の方針作成者へ提出する出荷契約書や地域協議会に提出する営農計画書等の中で同意を取るなどの効率的な手法も検討しましょう。

● 地域協議会の構成員の役割の明確化

地域協議会の各種取組が、効率的に実施できるよう構成員の役割を明確にし、関係者の連携を図ることが重要です。

次に示すものは、あくまで参考例であり、それぞれの地域協議会の中で現状を踏まえた対応を決定することが必要です。

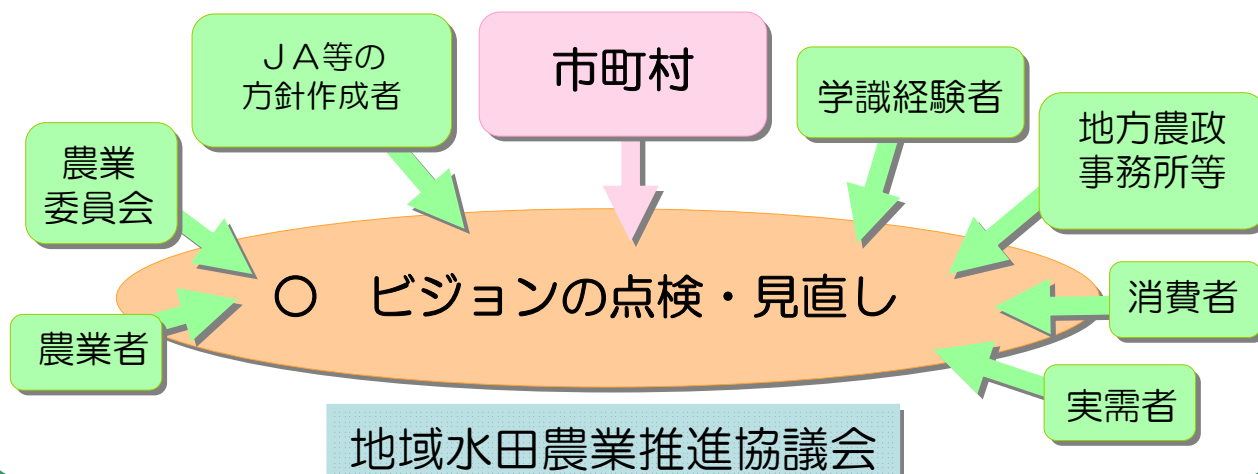
1 地域水田農業ビジョン関係

地域水田農業ビジョンの点検、見直し等を地域協議会のおかれている状況を背景に、構成員のうち誰が中心となって果たしていくか？



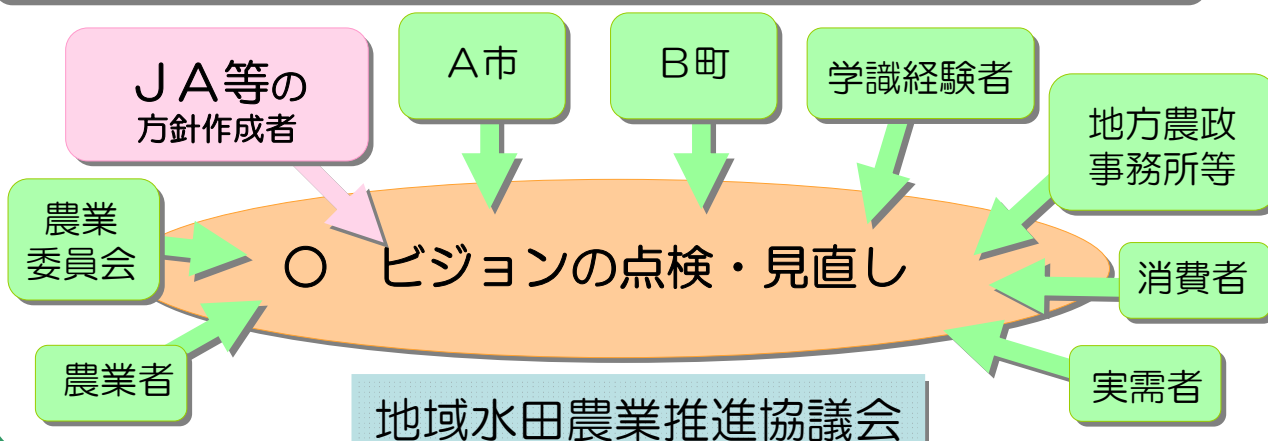
<パターン1>

水田農業と他の産業とを連携させつつ、地域振興を図る必要がある場合には、市町村が中心となって、ビジョンの点検・見直しを行うことが効果的。



<パターン2>

複数の市町村をJAの範囲で集約し地域協議会を設立している場合には、地域全体の振興を図る上では、JA等の方針作成者が中心となって、ビジョンの点検・見直しを行うことが効果的。

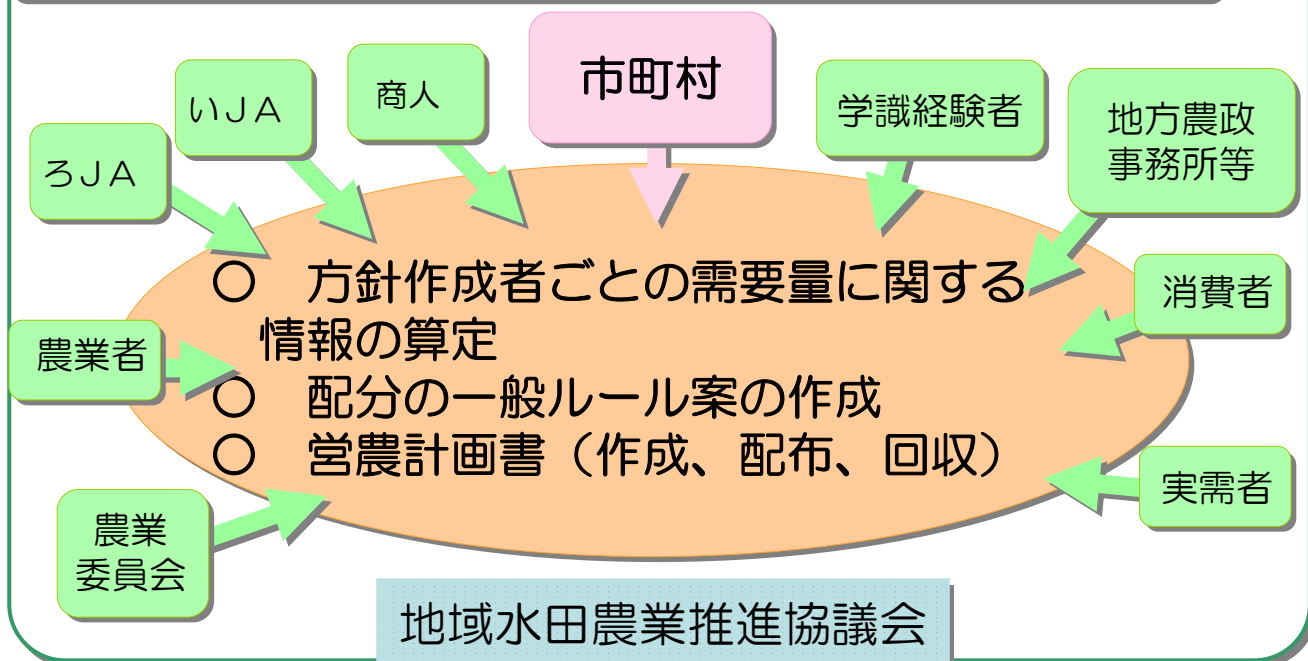


2 需要量に関する情報の算定関係

方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定、農業者への配分の一般ルール案の作成等を地域協議会のおかかっている状況から見て、構成員のうち誰が中心となって役割を果たしていくか？

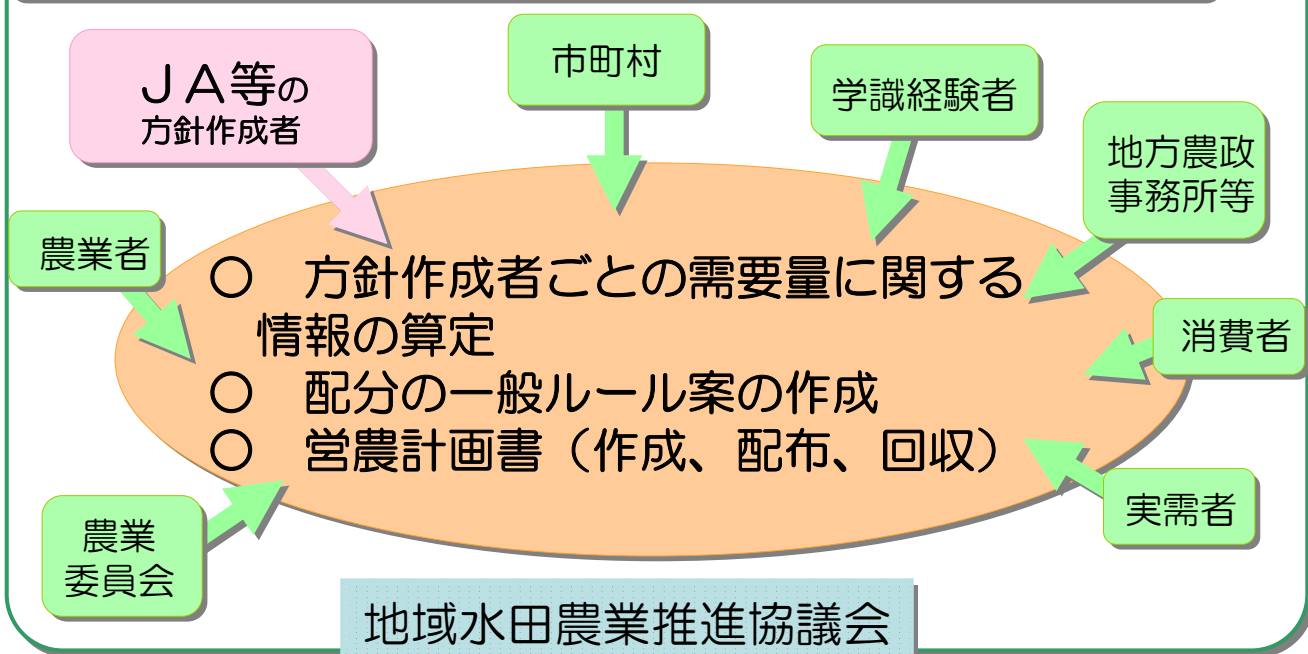
<パターン1>

1 協議会に複数の方針作成者が参画する場合には、方針作成者の意見を踏まえ、市町村を調整役として議論することが効果的。



<パターン2>

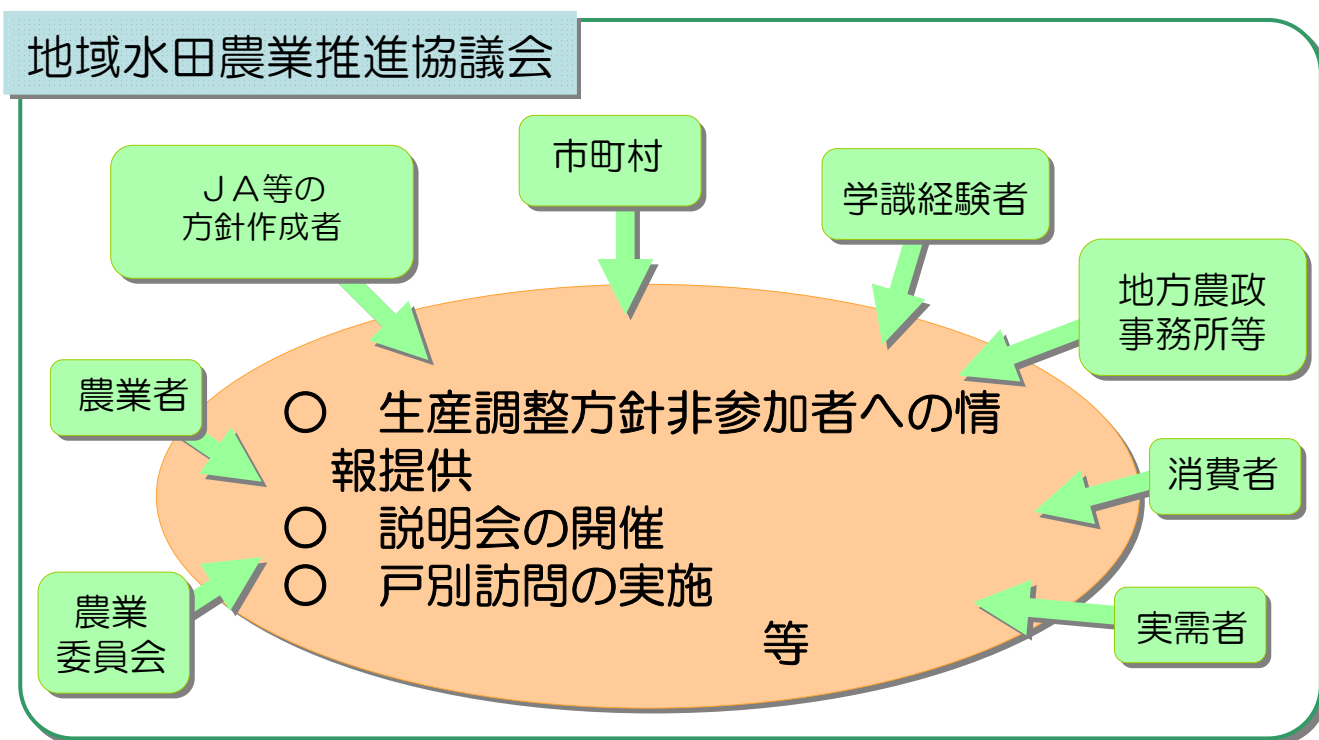
1 協議会1方針作成者の場合には、実際に農業者へ配分を行うこととなるJA等の方針作成者が中心となって、議論することが効果的。



● 生産調整の実効性の確保

的確な生産調整を実施するためには、地域の生産調整参加者を拡大することも重要です。引き続き市町村、JA等の方針作成者や農政事務所等の地域の関係者が一体となって、

- ① 生産調整方針非参加者への情報提供、
- ② 説明会の開催、
- ③ 戸別訪問の実施、
等の活動を行いましょう。



※ 非参加者への説明のポイント

- ① 産地づくり対策等の支援策（生産調整メリット措置）
- ② 配分の一般ルール（担い手の扱い、飯米農家の扱い等の今後の配分の考え方、仮に参加した場合に配分される数量等）
- ③ 品目横断的経営安定対策との関係（生産調整の実施が実質的要件）
等を説明しながら、次ページの「産地づくり対策等の支援措置と生産調整の関係」を参考に、生産調整参加者の拡大の取組を推進しましょう。

産地づくり対策等の支援措置と生産調整の関係

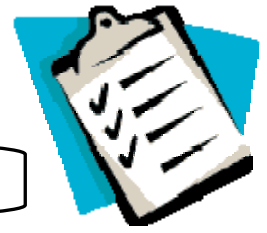
産地づくり交付金、稲作構造改革促進交付金、品目横断的経営安定対策の対象者となるためには、生産調整方針へ参加（または、自ら作成）し、その方針に従った的確な生産調整の実施が必要です。

対策等	生産調整との関係	集荷円滑化対策との関係
産地づくり交付金	生産調整の実施が要件	集荷円滑化対策の加入・拠出が要件
稲作構造改革促進交付金	生産調整の実施が要件	集荷円滑化対策の加入・拠出が要件 注：地域の判断により、集荷円滑化対策の区分出荷率に応じて減額することを可能とする予定。
品目横断的経営安定対策	対象となる認定農業者等は、生産調整の実施が実質的要件	対象となる認定農業者等は、集荷円滑化対策の加入・拠出が実質的要件

注：生産調整の実施とは、生産調整方針作成者から配分された生産数量目標の範囲内で米の生産を行うことを指します。

● チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう！

・チェックリストを活用した自己点検を行い、体制整備及び推進の状況を把握し、遅れている項目への取り組みを強化しましょう。



※ チェックリストは地域の実情に応じて適宜修正してご活用下さい。

新たな需給調整システム移行へのチェックリスト

(都道府県段階)

都道府県の生産調整への基本の方針はありますか。

都道府県協議会には、多くの関係者が参加する体制になっていませんか（地域の実情に応じて）。

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 都道府県 | <input type="checkbox"/> 中央会関係 | <input type="checkbox"/> 全農関係 |
| <input type="checkbox"/> 全集連関係 | <input type="checkbox"/> 農業共済組合 | <input type="checkbox"/> 学識経験者 |
| <input type="checkbox"/> 農業会議 | <input type="checkbox"/> 法人協会等 | <input type="checkbox"/> 消費者団体 |
| <input type="checkbox"/> 実需者団体 | <input type="checkbox"/> 流通業者団体 | <input type="checkbox"/> その他 |

協議会で協議する事項は、明確になっていますか。

- 市町村別の需要量に関する情報の算定要素
()
- 都道府県の販売実績の評価
- その他 ()

協議会は、公開で実施できますか。

これらを踏まえた上で、市町村別の需要量に関する情報を策定し、市町村へ情報提供

都道府県段階での需要に応じた生産を推進
～地域水田農業ビジョンの実現を支援～

新たな需給調整システム移行へのチェックリスト

(市町村段階)

- 中間目標である18年を過ぎ19年に向けて、地域水田農業ビジョンの見直しを行っていますか。
 農業者等の意見を反映しているか 担い手に配慮しているか

- 生産調整方針に参加していない農業者の生産状況の把握はできていますか。
 個別に聞き取り等を実施 統計から推計 その他

- 地域協議会には、地域の生産調整方針作成者がすべて参画する体制になっていますか。その他関係機関はどうですか。
 市町村 生産調整方針作成者 (JA、 その他の集荷業者、 大規模農業者)
 農業委員会 農業共済組合 学識経験者 消費者団体
 実需者団体 流通業者団体 その他

- 地域協議会で協議する事項は、明確になっていますか？
 生産調整非参加者への働きかけ
 生産調整非参加者の生産量の勘案の方法
 生産調整方針作成者別の需要量に関する情報の算定要素
 農業者への配分の一般ルール
 方針作成者間の調整

- 協議会は、透明性等を確保するため公開できますか。

これらを踏まえた上で、

- ① 生産調整方針作成者別の需要量に関する情報を算定
- ② 農業者への配分の一般ルールの設定

市町村段階での需要に応じた生産を推進
～地域水田農業ビジョンの実現～

新たな需給調整システム移行へのチェックリスト

(生産調整方針作成者段階)

新たな需給調整システムに向けて、生産調整方針の変更申請は行いましたか。

生産調整方針への参加者の把握はできていますか。把握の方法はどうしましたか。
 農業者から申込書を取った その他

生産調整方針参加者別のデータは入手しましたか。
 自主的に整理 市町村等から入手

農業者別の生産数量目標の算定方法は、検討していますか。その算定要素は何ですか。
()

農業者への通知はどのような方法で行いますか。
必要なシステム（配布ルート等）は準備できていますか。

これらを踏まえた上で、

- ① 自らの生産数量目標を決定
- ② 農業者別の生産数量目標を算定し、
農業者への通知

自らの販売戦略に基づき、
～地域水田農業ビジョンの実現～

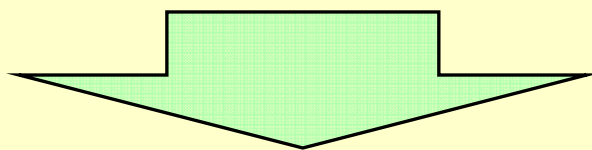
19年度に向けたビジョンの見直しチェックリスト (ビジョンの高度化・実現に向けて)

- ビジョンの達成状況の確認・見直しは行っていますか。
 - 現状や問題点を数値化し的確に捉えていますか（地域の弱点、何を克服すべきかが明らかになっていますか）。
 - 現状や問題点に即した目標となっていますか。
 - 担い手リストの見直しを実施していますか。

- 産地づくり交付金の活用の見直しを行っていますか。
 - 需要に応じた生産を推進する観点から、地域の振興作物や何をウリ（高品質、オンリーワン等）にするかを明確にし、それを伸ばすような用途となっていますか。
 - 担い手育成・確保の加速化のために用途の見直しを行っていますか。

- 農業者を含む関係者が一体となって取り組んでいますか。
 - 農業者を含む関係者の意見を十分にくみ上げる体制となっていますか（集落説明会やアンケート調査等により、地域農業の問題点を伝え、その上で意見をくみ上げる体制づくり）。
 - 見直しの内容を農業者を含む関係者へ周知する体制となっていますか（ホームページや広報誌等の活用）。

- 議論の公正・透明性を確保するため、協議会は公開で行うこととしていますか（会議の公開、議事録のホームページ等での公表など）。



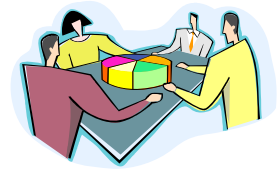
～地域水田農業ビジョンの高度化とその実現へ～

地域における国（農政事務所等）の取組

・新たな需給調整システムが円滑に機能するには、国を始めとする行政の支援が不可欠なことから、国（農政事務所等）は、以下のような取組を実施します。

地域協議会へのオブザーバー参加

・地域協議会の運営や、生産数量目標の配分等に対して、中立、公正的な立場からオブザーバーとしてアドバイスを積極的に実施します。



農業者への周知活動



・都道府県、市町村及びJA等の生産調整方針作成者と連携し、農業者（非参加者を含めた）への周知活動等を実施します。

今後の取組の進め方についての相談活動

・取組の遅れている地域へ、取組の進め方についての相談活動を積極的に実施します。



生産調整方針の認定



・農政事務所等は、生産調整方針の認定（変更認定を含む）の際に、新たな需給調整システムは生産調整方針作成者が、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し生産数量目標を配分し、的確な生産調整となるための措置を実施しなければならないことを十分に周知します。

・管内の生産調整方針作成者及び新たに生産調整方針の認定を受けようとする者に対して生産調整方針認定の手続きについて、周知します。

お問い合わせ先

米政策改革についてご不明な点がございましたら、お近くの農政局又は農政事務所までお気軽にご相談下さい。

農林水産省 食糧部 計画課			03-3502-8273
北海道農政事務所	食糧部	計画課	011-642-5470
東北農政局	食糧部	計画課	022-236-6661
青森農政事務所		計画課	017-775-2154
岩手農政事務所		計画課	019-624-1125
秋田農政事務所		計画課	018-862-5612
山形農政事務所		計画課	023-622-7231
福島農政事務所		計画課	024-534-4144
関東農政局	食糧部	計画課	048-740-0099
茨城農政事務所		計画課	029-221-2186
栃木農政事務所		計画課	028-633-3311
群馬農政事務所		計画課	027-221-1181
千葉農政事務所		計画課	043-224-5615
東京農政事務所		計画課	03-3214-7312
神奈川農政事務所		計画課	045-211-1331
山梨農政事務所		計画課	055-226-6615
長野農政事務所		計画課	026-233-2994
静岡農政事務所		計画課	054-246-6125
北陸農政局	食糧部	計画課	076-241-3151
新潟農政事務所		計画課	025-228-5213
富山農政事務所		計画課	076-421-6142
福井農政事務所		計画課	0776-35-3225
東海農政局	食糧部	計画課	052-763-4453
岐阜農政事務所		計画課	058-271-4044
三重農政事務所		計画課	059-228-3152
近畿農政局	食糧部	計画課	075-414-9731
滋賀農政事務所		計画課	077-522-4261
大阪農政事務所		計画課	06-6943-9691
兵庫農政事務所		計画課	078-331-9946
奈良農政事務所		計画課	0742-23-2861
和歌山農政事務所		計画課	073-422-4101
中国四国農政局	食糧部	計画課	086-223-3135
鳥取農政事務所		計画課	0857-22-3131
島根農政事務所		計画課	0852-24-7311
広島農政事務所		計画課	082-281-2113
山口農政事務所		計画課	083-922-5200
徳島農政事務所		計画課	088-622-6133
香川農政事務所		計画課	087-831-8153
愛媛農政事務所		計画課	089-932-1177
高知農政事務所		計画課	088-875-2153
九州農政局	食糧部	計画課	096-378-3171
福岡農政事務所		計画課	092-281-8261
佐賀農政事務所		計画課	0952-23-3133
長崎農政事務所		計画課	095-845-7127
大分農政事務所		計画課	097-532-6133
宮崎農政事務所		計画課	0985-22-3181
鹿児島農政事務所		計画課	099-222-0121
沖縄総合事務局農林水産部食料流通課			098-866-0155